

福知山市(京都府)

(2006年4月25日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：83,111人(高齢化率 ⁽²⁾ 22.5%)	面積 ⁽³⁾ ：552.57k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：32人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,249人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：37,839,000千円		
うち、地方税10,685,911千円、地方交付税7,890,000千円		
合併特例債発行予定額約23,750百万円／同限度額約24,450百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業9.1%、第二次産業33.4%、第三次産業57.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：職員課調。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧福知山市	68,089人	19.9%	264.24k m ²	26人	590人	66.3	80.9%
旧三和町	4,448人	32.3%	90.53k m ²	14人	79人	19.0	90.4%
旧夜久野町	4,869人	35.1%	100.99k m ²	10人	82人	17.3	100.9%
旧大江町	5,705人	35.8%	96.81k m ²	14人	73人	18.0	90.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑥行政改革></p> <p>将来の市町村のあり方、地域の様々な物事を住民参加のもとで包括的に決定するという観点からは、一部事務組合や市町村の連携などの広域行政では限界や問題もあり、市町村合併により一つの市町村が意思決定、事業実施等行うことがより効果的である。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、③方式、⑥新事務所の位置></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式は編入合併としたが、合併協議の中の議論は対等の立場で行った。 ・支所の設置、機能について要望が強く、一定反映したものとした。
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併協議の中で、当時の合併協議会会長(福知山市長)が、「新市住民がスクラムを組んで、新しいまちづくりを進めていこう。私とその先頭に立つ。」と決意を述べ、多くの共感を得た。また、市議会に合併特別委員会(全議員で構成)を設け、17回に亘る審議を行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
特になし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致、⑫広域消防の構成市町村	
(4) 合併の端緒	
2001年8月、3市3町による「中丹地区行政改革推進会議」設置。 2002年6月、歴史的・経済的・文化的等かかわりの深い関係1市3町の枠組みでの分科会が設置され、合併に関する様々な項目について調査・研究を進めた。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2003年4月1日～2005年3月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名（夜久野町助役未選任により収入役）、議員（福知山市5名、他3町各3名）、住民（福知山市17名、他3町各3名）、都道府県職員（京都府総務部地方課長 京都府中丹広域振興局長） 計50名
運営上の工夫	基本4項目（方式・期日・名称・位置）、新市建設計画、議会議員の定数、農業委員定数、介護保険、国保事業など、協議・調整に時間を要すると思われる項目については、本協議会へ提案後、小委員会へ協議を付託し、調整内容を専門的に協議・確認のうえ、その確認された内容を本協議会で報告、協議・確認とする方式をとった。毎月合併協議会だよりを発行し、広く住民に協議内容等をお知らせし、情報公開に努めた。また、合併協議会のホームページを開設し、住民からの意見投稿を可能とした。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
①②③④については、合併協議会本体で協議を行う前に、新市建設計画策定小委員会へ付託し、少人数の委員で専門的・集中的に協議を行い、まとまったものを協議会へ。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年6月 03年6月 03年6月 03年6月 04年9月
合 意：	04年1月 05年2月 04年1月 04年1月 04年9月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ①方式
福知山市長の「方式は編入とするが、「北近畿の都」づくりに向け、協議については、お互いを尊重し合いながら対等の立場で進める。1市3町8万4千住民がスクラムを組み、北近畿の都づくりを進め、私はその先頭に立つ。」との決意表明により、対等の立場での協議という理念が再確認され、人口規模等の違いにより、編入合併が妥当との結論に至った。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由> 上記記載のとおり。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由> 当初は合併特例法の適用を受ける2005年3月末までとし、「具体的な期日は、合併協議会の協議の進捗状況や合併に向けた態勢整備の状況などを踏まえて、協議・決定する」との協議会での確認事項となり、各協定項目がほぼ確認された時期に、再度合併期日の協議を行い、合併特例法の一部改正等により、また準備期間を考慮し上記の合併期日となった。</p>	<p>2006年1月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続： 選定理由：合併方式と並行して協議を行い、合併方式が編入合併となったことに伴い、法人格が引き続く「福知山市」の名称を新市の名称とすることで確認となった。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存の建物を利用することとし、既存建物の規模、交通事情、他の官公署の位置、住民の利便性等を勘案し福知山市役所の位置を新市の事務所の位置とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画(計画の対象：<u>全市</u> or 編入された区域)</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年 理由 特例債の財政措置が10年間講じられ、また計画の精度の観点から10ヶ年とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫> 新市域内の高校に在学の学生(最終学年)にアンケートをとり、若者の意見を取り入れた。また、無作為に抽出した新市域内在住の住民1万人にアンケートをとり、計画策定の参考とした。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目> 基幹的事業の選定。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の都市構造を各エリア並びに拠点として定め、その特色に適した基幹的事業を決めた。更に合併により新市全体が活性化し、住民が恩恵を受ける事業や未来のまちづくりの基盤として早急に取り組む必要のある基幹的事業を定めた。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> それぞれの計画について新市建設計画書でまとめ、「まちづくり上の課題」を検討するとともに、「基本方針」、「施策」、「基幹的事業」へ反映させた。</p>	

(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月19日まで特例措置を適用)・無	
その理由	合併方式により、特例を適用しない場合、合併と同時に3町地域の農業委員が不在となり、その地域住民の声が市政に届かなくなるのではないかとの3町側の意見により、特例の適用が妥当となった。福知山市22名に3町それぞれ3名をくわえて31名とした。	
(3) 三役		
旧福知山市	市長は新市の市長、助役は新市の助役。	
旧三和町	町長、助役、収入役は失職。	
旧夜久野町	町長は失職、助役は未選任、収入役は失職。	
旧大江町	町長、助役、収入役は失職。	
(4) 一般職		
定員管理	「退職者の補充抑制により定員の適正化を進める」(新市建設計画記載)	
給与の調整	<給与の再調整・再計算>旧福知山市の基準を基本として3町職員の給与を再計算。	
役職の調整	旧3町の職員については、合併前の役職を基本としつつ、ポストの数に応じて調整を行った。(役職保障は行っていない)	
(5) 組織・機構の整備方法		
旧福知山市の組織機構を基本に、簡素で効率的な組織機構となるよう調整。また住民生活に急激な変化を来すことがないように配慮。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧夜久野町	1ヶ所支庁あり 合併時廃止。	
他1市2町	支所・出張所 なし。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その理由	新市域の一体性を早期に確保するため。また、合併前の旧市域・旧町域にとらわれない施策展開を行うため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人・住民税均等割	旧福知山市 制限税率 旧三和町 標準税率 旧夜久野町 標準税率 旧大江町 標準税率	合併時より、 旧福知山市の税率を適用。
法人・住民税法人税割	旧福知山市 制限税率(14.7%) 旧三和町 標準税率(12.3%) 旧夜久野町 制限税率(13.0%) 旧大江町 標準税率(12.3%)	合併時より、 旧福知山市の税率を適用。
入湯税	旧福知山市 宿泊を伴うもの 100円 宿泊を伴わないもの 50円 旧三和町 条例なし 旧夜久野町 150円 旧大江町 条例なし	合併後の入湯より、 旧福知山市の税率を適用。

固定資産税	旧福知山市 1.5% 旧三和町 1.6% 旧夜久野町 1.4% 旧大江町 1.6%	2006年度賦課より、 旧福知山市の税率を適用。
(9) 上下水道使用料 (調整方針: 5年間の激変緩和措置)		
上水道料金	上水道 - 旧福知山市の現行料金とする。 簡易水道・飲用水供給施設 - 旧福知山市の料金を段階的上げ、3町の料金は旧三和町料金を基本に統一し段階的下げて、2010年度に統一料金とする。	
下水道料金	旧福知山市の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の使用料は、現行のまま新市に移行し、新市移行後、新料金体系を検討。各町の農業集落排水及び旧三和町・旧大江町の特定環境保全公共下水道の使用料は同一料金とし、料金体系については従量制で統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針: 「負担の公平性の原則」により一体性の確保を図り、超過負担とならないよう適正な額とする。事務事業毎に調整を行った。)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針: 5年間の激変緩和措置 持寄り基金の繰入れ) (※所得割・資産割・均等割・平等割は 2005年の数値)		
賦課徴収方法	旧福知山市 3方式 旧三和町 4方式 旧夜久野町 4方式 旧大江町 4方式	不均一賦課 旧3町地域の資産割の割合を減じて、2010年に3方式に統一。
所得割	旧福知山市 8.87% 旧三和町 5.80% 旧夜久野町 5.90% 旧大江町 5.70%	福知山市と旧3町地域との差を1/6ずつ上乗せ。ただし、資産割減少分と調整。
資産割	旧福知山市 なし 旧三和町 27% 旧夜久野町 44% 旧大江町 30%	賦課割合を10から8、6、4、2、0に減じていく。 2010年 3方式に。
均等割	旧福知山市 27,240円 旧三和町 17,200円 旧夜久野町 19,700円 旧大江町 19,000円	旧福知山市と旧3町地域との差を1/6ずつ上乗せ。ただし、資産割減少分と調整。 2011年に統一。
平等割	旧福知山市 20,100円 旧三和町 13,700円 旧夜久野町 15,900円 旧大江町 16,000円	均等割と同じ。 2011年に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針: 新市で策定する介護保険事業計画に基づく。)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧福知山市 2,970円 旧三和町 2,501円 旧夜久野町 2,750円 旧大江町 2,800円	合併協議が始まった時点が、第2期介護保険事業計画期間(2003~2005年度)開始直後であったことから、1市3町が保険料推計に使用した給付見込み数値を合算して、国の示す保険料推計ワークシートによって算出した保険料を採用することで調整した。

(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	福知山市の既存システムを基本にデータを集約し、改良等機能整備を行った。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	<p>福知山市は現行のままとし、3 町は従前の字名の前に旧町名を付した字名に変更</p> <p>(例) 京都府天田郡三和町字○×番地→京都府福知山市三和町○×番地 京都府天田郡夜久野町字△×番地→京都府福知山市夜久野町△×番地 京都府加佐郡大江町字□×番地→京都府福知山市大江町□×番地</p>

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006・2007年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006・2007年度)
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化> 合併を「究極の行財政改革」ととらえ、新しい行政改革大綱を早期に策定し、行財政の効率化を図っていく。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進> 地域間での格差を是正するため、合併特例債などの有利な財源を活用して、情報基盤整備を進めていく。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 歴史・経済・文化など様々な面に関わりの深い地域が合併したが、それぞれの地域の個性を活かしたまちづくりを進めていく。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 日常的な住民サービスは、支所で対応できるような支所体制とした。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 地域住民の要望を受けたり、それぞれの地域の個性あるまちづくりを継続するため、支所に地域振興担当部署を設置した。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 日常的な住民サービス・地域住民の要望を受ける担当部署を支所に設置した。</p>	
(5) 残された課題	
特になし。	